

港長公示第 4-6 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 25 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区東扇島沖（KK 1 錨地及び K 2 錨地付近）において土砂投入工事が実施されることに伴い、船舶交通の安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶及び海上保安庁巡視船艇はこの限りではない。

記

1 期 間

令和 4 年 4 月 4 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海域

（世界測地系）

イ 北緯 35 度 29 分 22 秒、東経 139 度 46 分 30 秒

ロ 北緯 35 度 29 分 03 秒、東経 139 度 46 分 43 秒

ハ 北緯 35 度 28 分 45 秒、東経 139 度 46 分 05 秒

ニ 北緯 35 度 29 分 04 秒、東経 139 度 45 分 52 秒

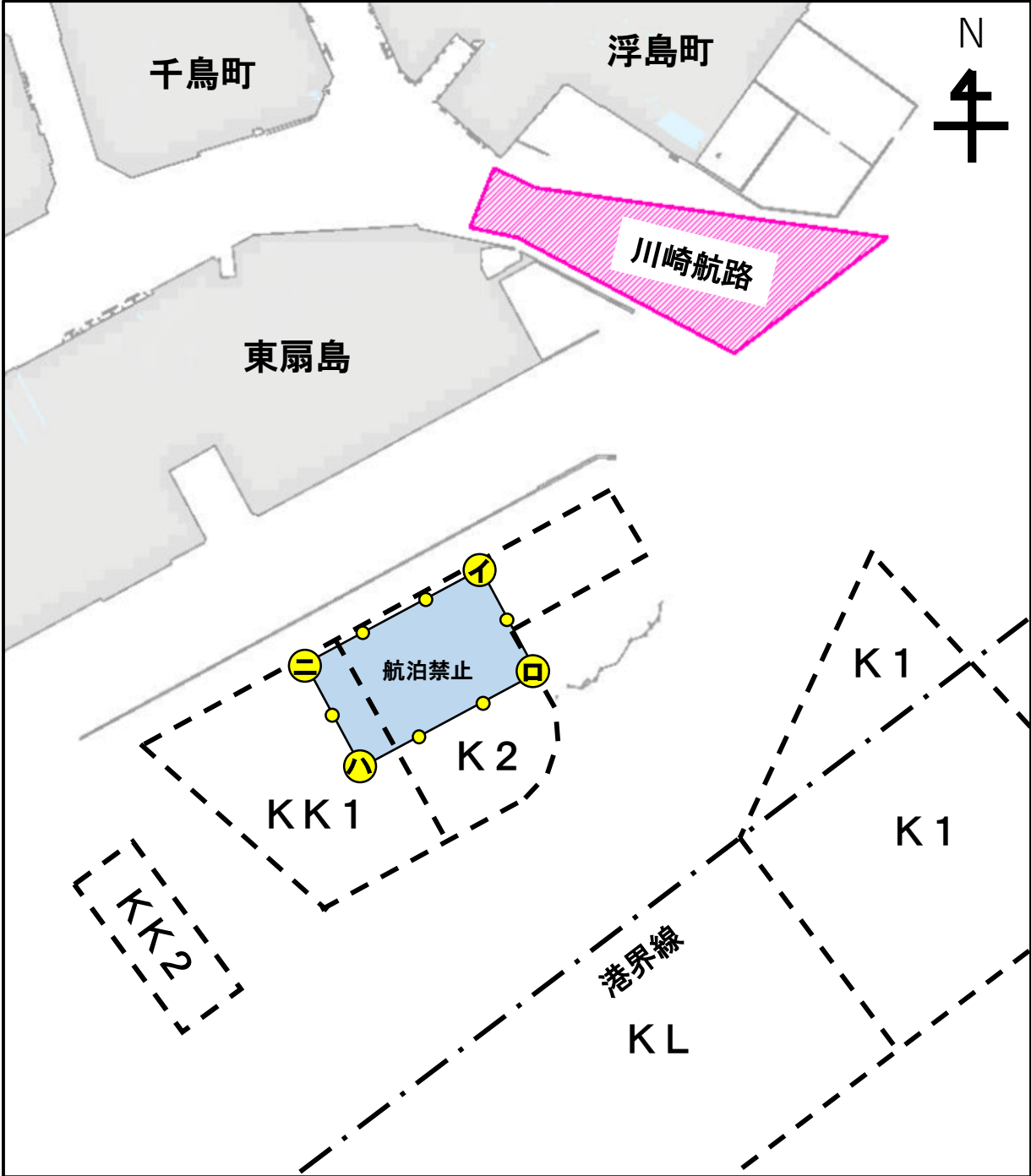
3 標 識（別図参照）

上記 2 の区域には黄色灯付灯浮標が設置される。

4 備 考

工事区域周辺には警戒船が昼夜間配備される。

警戒船は「警戒船」の看板を掲げ、夜間は青色閃光灯を点灯する。



■ 航泊禁止区域
● 黄色灯火

┌──┐ 錨地
■ 航路